

若越郷土研究

38の2

越前朝倉氏と

加賀一向一揆(一)

小泉 義博

はじめに

戦国時代の越前の政治情勢を考えるに当たっては、加賀を支配した一向一揆の動向を抜きにするわけにはいかない。戦国大名朝倉氏は、常にこの加賀一向一揆の侵入に備え、また国内の一向衆の活動にも目を光らせなければならなかった。本稿では、こうした大名朝倉氏と一向一揆との緊張した関係を追跡してみようと試みるものである。¹⁾

注

1 これまでに筆者が学び得た研究業績として

小泉 越前朝倉氏と加賀一向一揆(一)

は、井上銳夫氏『一向一揆の研究』(吉川弘文館、一九六八年)をはじめ、重松明久氏『蓮如と越前一向一揆』(福井県立図書館・福井県郷土誌懇談会共刊『福井県郷土新書』第二巻、一九七五年)、水藤真氏『朝倉義景』(『人物叢書』第一八二巻、吉川弘文館、一九八一年)、などがあ

る。

一 長享の加賀出兵

越前朝倉氏と加賀一向一揆が接触した最初の事件は、長享二年(一四八八)六月に起きている。この時に一向一揆は、高尾城に立て籠もった加賀守護富樫政親を攻め滅ぼすが、朝倉氏はこれを救援しようと堀江景用を派遣した。

賀州土一揆蜂起、相困富樫介城。以故、朝倉合力之事、自江州御所被仰付。¹⁾

右の記事によると、加賀の土一揆(一向一揆)が蜂起して富樫政親の居城高尾城を攻囲したので、近江に六角高頼征伐のために出陣していた將軍足利義尚は、急ぎ朝倉貞景に命じて救援軍を派遣させることにしたと見えている。しかしながらこの救援軍は間に合わな

かったのである。

今晨於香巖院、叔和西堂語云。今月五日行越前府中。其以前、越前合力勢赴賀州。雖然一揆衆二十万人、取回富樫城。以故同日、被攻落城、皆生涯而、富樫一家者一人取立之。²⁾

朝倉貞景に將軍義尚の出陣命令を伝達すべく越前に下向した使節叔和西堂(瑞順)が、まもなく帰洛して語ったところが右の記事である。それによれば、六月五日に叔和が越前府中に着いたところ、すでに救援の朝倉軍は加賀に出陣していたが、二〇万人という一揆勢が富樫城(高尾城)を取り囲み、九日に落ちて、政親をはじめとする籠城勢は全滅であった。そして一揆衆は政親の代わりの人物を守護に取り立てたと見えているが、それが富樫泰高であった。

同じ事件を『後法興院記』では、「伝聞、去八日於加州、富樫介令生涯云々。加賀国一揆衆、其外能登・越中之一揆衆相加間、及數万人云々³⁾」と記されて、政親の滅亡は八日、また一揆衆は數万人で、加賀のほか能登・越中の一揆衆が加勢していたと見えている。

また「朝倉始末記」では、朝倉軍による加賀出陣について次のように語っている。

堀江ト富樫ハ一姓ナル故ニ、其時堀江中務承景用、当国ノ守護英林ノ舎弟慈祝院光政ニ得其意、一千騎ニテ打立テ、富樫介合力ノ為ニ、江沼郡へ打入ト雖ドモ、田江ノ城モ落、富樫介モ打死スト聞シカバ、帰ラントスル処ニ、江沼ノ一揆蜂起シテ取懸ケル程ニ、橋口ニ於テ合戦アリ。敵十余人、堀江衆モ拾人計、誅レテゾ引退ケル。

すなわち、富樫氏と同族の堀江景用が千騎を率いて出陣したが、間に合わず、高尾城は落城して富樫政親が減んでしまったので、退却しようとしたところ、江沼郡の一向一揆が追撃して来て、橋口での合戦で双方に一〇人程度の負傷者が出たと言っているのである。

注

- 1 『薩涼軒日録』長享二年五月二十六日条（増補統史料大成）第二三巻。
- 2 『薩涼軒日録』長享二年六月二十五日条。
- 3 『後法興院記』長享二年六月十五日条（増補統史料大成）第六巻。
- 4 井上鋭夫・桑山浩然・藤木久志氏校注「朝倉

始末記」（笠原一男・井上鋭夫氏校注『蓮如一向一揆』—『日本思想大系』第一七巻）。

二 永正三年の一揆蜂起

朝倉勢と一向一揆との本格的な対立は、永正三年（一五〇六）七月に近畿・東海・北陸の広範囲な地域で、一揆衆が大規模に蜂起した際においてである。この事件に関して「東寺光明講過去帳」には、次のように見えてい

る。
於諸国大和・河内・丹後・越中・越後・能登・越前・加賀・美濃・三河等所々、或從京都発向、或就土民一向宗蜂起合戦之間、天亡之輩不知幾千万。依之縵諸国之死人、為廻向入云々¹⁾。

すなわち、近畿・東海・北陸の広範囲な地域で一揆が同時に蜂起するとともに、京都からは軍勢が発向して、各地で大規模な合戦になったと言っているのである。

そもそもこの一揆の蜂起は、將軍足利義澄・管領細川政元と連携した山科本願寺実如が命じて挙兵したもので、攻撃の目標は、能登に逃亡して勢力挽回を画策する足利義種

（義材）、およびその味方の大名達、すなわち越前の朝倉貞景、越中の畠山尚順（越後へ逃亡）、越後の上杉房能・長尾能景（のち越中で

敗死）、河内の畠山義英などであった。『大乘院寺社雜事記』永正三年五月八日条には、「越中国一向宗、自越後治罰。仍一國衆帰国云々。加賀一向宗、可治罰沙汰在之。各迷惑云々」とあつて、越中の一向宗は越後長尾氏から攻撃を受け、これとともに越後に逃亡していた畠山尚順などの越中衆は、帰国が実現したと見えてい

る。また加賀一向宗も治罰を受ける状況となつてい

ることが知られるが、これは朝倉氏などの動向を記したものであろう。

さてそこで越前における状況であるが、まず『宣胤卿記』永正三年八月二十一日条を見てもみると、「越前土一揆一向宗、又甲斐牢人、自去十三日蜂起。国衆得勝。一揆及一万人死云々」とあつて、七月十三日（正しくは十四日か）に一揆衆が蜂起し、朝倉勢との合戦で大

敗北を喫したと記されている。加えて、かつての守護代甲斐氏の一族が、越前国の支配権を回復するために行動を共にしていたことが知られるのは注目すべき点である。

また「朝倉始末記」の語るところでは、越

前国に侵入した加賀一揆勢に対して、朝倉貞景軍は九頭竜川に布陣して迎え撃つこととなり、中郷の渡り・鳴鹿表・高木口・中角の渡りの各地点に軍勢を配置したと述べられている。そのほか浅羽本「日下部系図」の朝倉貞景の項では、「同三年七月十四日、越州・加州・能州・越中一揆蜂起。同退散」と見え、また

「朝倉宗滴話記」にも、「三十の年に大一揆之時、七月十七日、豊原より退口合戦有之。同八月六日、中江河を越し合戦有之」とあって、朝倉教景（宗滴）が三〇歳のときの事件だと述べている。

こうした朝倉氏関係の史料のうちで、この一向一揆蜂起について最も詳細かつ的確に叙述しているのが、「当国御陳之次第」の次の記事である。

一、同三年丙寅七月十四日、従大野一揆蜂起候テ、同十五日、宗滴御出陣。同十七日、赤坂合戦。同豊原大染院・明王院・宗滴、退口合戦。同日岩屋合戦、景職。同廿六日、豊原口・河越・前波合戦。田丸番頭被討候。同八月五日、黒丸合戦、

小泉 越前朝倉氏と加賀一向一揆(一)

山崎。同六日、中江合戦、宗滴。芝原合

戦、前波。高木合戦、光林坊。敵悉敗北。其後、吉崎之構（森和院之）由候。同十月廿一日、豊原・竹田口ニテ、御馬廻衆合戦。中村小右衛門・窪田形部少輔ノ由候。

すなわち、七月十四日に大野郡から一向一

揆勢が侵入し、十五日に大将として宗滴が出陣。十七日に赤坂で合戦。また豊原の退口で

は豊原寺大染院・平泉寺明王院および宗滴が合戦。同日の岩屋合戦では朝倉景職が活躍。

二十六日の豊原口・河越・前波の合戦では、田丸番頭が討ち死に。次いで八月五日の黒丸

合戦では山崎が功名。同六日の中江合戦では宗滴、芝原合戦では前波がそれぞれに活躍。

また高木合戦では光林坊が戦功を上げ、いずれも敵は敗北した。その後、吉崎道場の構が

破却されたとのことである。さらに十月二十

一日、豊原・竹田口で貞景の馬廻衆が一揆勢を迎え討ち、中村小右衛門・窪田形部少輔が

手柄を上げたとされている。要するに、七月十四日から越前侵入を試みた加賀一向一揆勢

は、八月五日～六日の九頭竜川流域での合戦

でほぼ全面的な敗北を喫し、また十月の再侵

入も失敗したと言っているのである。

ところで、それでは侵入した一向一揆勢の側からは、この状況はどう語られているのであろうか。

照賢：（中略）…永正三、八月六日、於越

前州九頭竜河辺、自加州乱入之時、討死。

廿六歳。

右の記事は「下間系図」の下間照賢の項に

見えるものであるが、これによると照賢は永正三年に加賀から越前に侵入したが、八月六

日の九頭竜川流域における合戦で討たれたと記されている。一揆勢の大將の一人と覚しき

照賢が敗死するのであるから、一揆方は完敗に近い戦況であったのであろう。

さて一揆勢の侵攻が一段落した段階で、次のような感状が発せられた。

今度加州一揆等、至当国出張之処、於豊原寺、自身討太刀働之由、貞弘物語、尤可然候。向後弥相談貞景、抽忠功者、可為神妙候也。

永正四

二月

明王院。

この感状の発給者は足利義植(義材)であろう。文面によると、加賀一揆勢が豊原寺に侵攻した際に、平泉寺明王院は自ら太刀をとって戦った由で、以後も朝倉貞景と相談して忠功を尽くすようにと記されている。この感状が明王院にじかに宛てられ、文言中に朝倉貞景と相談すべしと見える点から考えると、明王院は朝倉貞景の被官としてではなく、对等の立場にあるものとして処遇されていたと考えるべきであろう。つまり越前勢の総大将は、実質的にはともかく、形式上は朝倉貞景一人ではなかったのである。この点に、朝倉氏のこの段階での地位と権限が象徴的に表されているのであって、彼の勢力は他の在地領主勢をはるかに抜き出ていたとは決して言えないのである。

翌永正四年(一五〇七)八月になつて一向一揆は再び蜂起する。「当国御陳之次第」には次のように記される。

一、同四年丁卯八月廿九日、雀岡帝釈堂合戦。加菟玄忍討捕之。従此年永正十五年マテ、長崎番替有之。
すなわち八月二十九日に帝釈堂口から侵入

した一揆勢と合戦になり、一揆衆の大将玄忍を捕縛した。その後永正十五年(一五一八)までは、警固のための番衆が長崎に置かれたと述べられている。こうした状況を浅羽本「下部系図」朝倉貞景の項は、「同四年七月廿九日、一揆取出、又敗北」と記し、「朝倉宗満日記」も、「三十一歳、玄忍出候時、八月廿九日、合戦有之」と語る。また「朝倉始末記」には、

加州石川郡ノ玄忍ト云者、越前一国ノ務ヲ望テ、同八月廿八日ニ、越前河北ノ郡上ノ郷帝尺堂口へ打出ル。

と見えているのである。

このほかに注目すべき史料として、「真珠庵文書」に残される紹越(朝倉氏一族)の置文の次のごとき一節を上げておきたい。

永正二年乙丑、妙勝寺請取。此時真前(讀脱)・後屏風寄進。同四年退院。越州依国民蜂起、五年不(讀脱)満也。

すなわち、永正二年(一五〇五)に紹越は妙勝寺に入寺し、同四年に退寺したが、任期五年を満たさなかつたのは越前の国民が蜂起したためだと述べられているのである。

また『宣胤卿記』永正四年四月三日条には次のような記事が見えている。

去年下越前與次郎、上。内裏御料所、去年依一揆乱、悉民屋焼失之間、御年貢不致沙汰。依此問答送数月、且千疋進之。残二千疋、来六月可進之由、有書状。

すなわち、一揆勢は侵入にともなつて各地に放火を行ったため、内裏御料所たる河北庄の民屋も悉く焼失してしまつたと述べられているのである。放火は軍事行動の常として一般的に見られる戦術であるが、この一揆による被害がかなりの規模に及んだらしいことが窺えるであろう。

最後に、この一揆蜂起に際して発せられた感状を取り上げておきたい。

去年七月十五日一揆出張之時、親父三郎左衛門尉於在所討死候。殊貴所捨私宅、大野江被罷出候。御忠節無紛候。急度可有御扶持候へ共、先為恐分御配当五石、以御意被仰付候。弥御忠節肝要候。恐々謹言。

永正四

篠嶋三郎左衛門尉

十二月廿日

守光(花押影)

岩佐龜石殿

参

小嶋清治郎殿

参 ⑬

右によると、永正三年七月十五日に向一揆が侵入した際に、岩佐龜石の父三郎左衛門尉はその在所（未詳）の戦場で討ち死にし、また岩佐龜石・小嶋清治郎両氏が私宅を捨てて大野へ集結された忠節は紛れないところである。やがて朝倉貞景より扶持が下されるであろうが、取りあえずの措置として五石の配当を、貞景の意向に基づいて下し置くものである、と述べられている。発給者の篠嶋守光は、大野郡で一軍の大將を務めた人物と推測され、その立場から配下に属した岩佐・小嶋両氏に宛てて右の感状を發したのであろうが、日付が遅れている点に注目すべきであつて、朝倉勢はこの永正四年十二月までは、対一向一揆の臨戦体制を維持し続けたと考えられるのである。

注

- 1 「東寺光明講過去帳」（『越佐史料』第三卷）。
- 2 『大乘院寺社雜事記』永正三年五月八日条（『増補統史料大成』第三七卷）。

小泉 越前朝倉氏と加賀一向一揆（一）

- 3 『宣胤卿記』永正三年七月二十一日条（『史料大成』統編第四三卷）。

三 朝倉氏の一向宗対策

永正三年（一五〇六）～四年（一五〇七）

- 4 浅羽本「日下部系図」（『統群書類従』第七輯上）。
- 5 「朝倉宗滴話記」（『統々群書類従』第一〇卷）。

の一向一揆蜂起によって越前では大きな混乱が生じていたのであるが、この点を物語る史料がいくつか得られたのでここに取り上げておきたい。

まず「滝谷寺文書」に残される次の朝倉貞景安堵状が注目される。

- 6 金沢市立図書館加越能文庫所蔵「宗滴夜話」に所載される「当国御陳之次第」。拙稿「当国御陳之次第——朝倉氏の軍事行動の記録——」（『北陸史学』第二五号、一九七六年）。
- 7 「下間系図」（『真宗史料集成』第七卷）。
- 8 「室町家御内書案」上（『改定史籍集覽』第二七冊）。
- 9 「当国御陳之次第」。
- 10 「朝倉始末記」。
- 11 「真珠庵文書」（『福井県史』資料編二・中世、二四二—二四三頁）。
- 12 「宣胤卿記』永正四年四月三日条。
- 13 「小嶋吉右衛門家文書」第二号（『福井県史』資料編七・中近世五）。

所々買得分事、以前雖出一行、去永正三年一揆蜂起之時、紛失云云。就其、目録封裏訖。仍任当知行之旨、不可有相違之状、如件。

永正七

十二月十八日

貞景（花押）

滝谷寺

吉祥坊

この安堵状によると、滝谷寺吉祥坊の買得所領について、以前に安堵状が發せられていたが、永正三年に向一揆が蜂起した際にその一行を紛失したので、永正七年（一五〇〇）にいたつて改めて目録を作成し、その安堵を要請していることが知られる。加賀国境に近い三国に所在する滝谷寺吉祥坊は、一向一揆勢によって攻撃対象とされる可能性が高かつ

たために、重宝類を持つて急ぎ他所に避難したものであろうが、その際に買得地安堵状などが紛失する事態となつたので、攻撃の終わった時点で所領目録などを再度作成して、右のように安堵を受けることになつたのである。

当寺領買得寄進地等事、文明十八年三月廿八日氏景・文龜元年十一月七日貞景并為祈願所上者、山林竹木不可有領主妨旨、同行雖在之、去參年土民蜂起時、皆以令紛失云云。仍目錄封裏訖。任当寺務之旨、不可有相違之状如件。

永正拾年十二月三日 孝景(花押)

滝谷寺
右の判物も同様に、滝谷寺に対して朝倉孝景(父貞景は永正九年三月二十五日死去)が永正十年(一五一三)に発したもので、買得地・寄進地に関する安堵状などが永正三年の「土民」の蜂起の際にすべて紛失してしまつたので、再度作成された所領目録の裏を封じて改めてこれを安堵すると述べられている。こうした史料により、この永正三年、四年の一向一揆蜂起の規模がかなり大きかったことが推測されると共に、一揆勢の侵入した九頭

竜川以北においては、相当の混乱が生じていたことが想像されるのである。
なお、一向一揆の攻撃目標とされた足利義種(義材)であるが、彼はその後首尾よく將軍に復帰することができたので、永正七年(一五一〇)四月に至つて朝倉貞景に次のような感状を下している。
加賀・越前兩國一揆、度々蜂起候処、依戦功、早速加退治由、被聞食訖。尤以神妙。仍太刀一腰國泰遣之候也。
四月十四日

朝倉彈正左衛門尉とのへ
前述したごとくに、そもそもこの永正三年の一向一揆蜂起は、將軍足利義澄の働き掛けを受け入れた本願寺実如が、勢力挽回を図る足利義種、およびこれを支援する朝倉貞景・畠山尚順・上杉房能・長尾能景・畠山義英などに打撃を与えるべく蜂起を命じたものであった。だからこうした攻撃をかわして將軍職に復帰できた足利義種にとっては、それまで支援してくれた大名達には、何はさておいても褒賞する必要があつたのである。

ところで「朝倉始末記」によれば、朝倉氏は

はこの永正三年の一向一揆蜂起の緒戦の段階で、領国内にあつた本願寺派の大塩田宮寺・石田西光寺などの僧侶を捕縛して一乗谷に連行したほか、撃退後には吉崎御坊をはじめとして、藤島超勝寺・和田本覚寺・久末照嚴寺・荒川興行寺・宇坂本向寺などを破却して、本願寺派が国内に居住することを認めなかつたと記されている。また前節で検討した「当国御陳之次第」にも、八月の合戦の直後に「吉崎之構由候」と見えて、吉崎道場の構が破却されたらしいことが記されていた。

こうした朝倉氏の一向宗対策を示す史料として、「恵光寺文書」の次の一点を取り上げて検討してみよう。
先年寅歳一揆蜂起以来、本願寺門徒雖御成敗候、近年改彼念仏申付而、自去年別而堅被仰付候。就其所々恵光寺御門徒、為氣遣念仏停止之旨承候。太不可然候。如先々急度可被仰付事肝要候。於御門徒中者、聊不可有別儀候。自然兎角於申在所者、承可致注進候。恐々謹言。

天文式
三月廿五日
久原平兵衛尉
吉忠(花押)

惠光寺

庫裏

桑原小次良

吉定(花押)

この史料が述べるところは、先年の「寅歳」に一揆が蜂起して以来、越前では本願寺派門徒には成敗が加えられて禁止されたが、近年再び念仏を唱える者がいたので、去年天文元年(一五三二)に嚴重に再度禁止された。この念仏禁制に関して、惠光寺門徒は氣遣つて念仏を停止する旨を申し出てきたが、これは当方にとっては全く不本意なことである。従来通りに念仏を申してもよいと伝えてほしい。惠光寺門徒中にはいささかも別儀があつてはならず、とにかくの儀を申す所があつたならば、承り次第、直ちに注進するであろう、というのである。この冒頭に見える「寅歳」が永正三年を指すことは、まず誤りあるまい。また近年に念仏を唱えた事件というのは、享祿四年(一五三二)に加賀で大一揆と小一揆とが対立した、いわゆる享祿の錯乱に際して、越前から本願寺派の門徒が参加した事態を指している(次節に詳述)。大一揆とは、越前から移住した超勝寺・本覚寺の勢力(越前から

小泉 越前朝倉氏と加賀一向一揆(一)

の門徒衆が支援したか)、およびこれを支持した本願寺証如の一派を指し、小一揆とは、加賀在住の若松本泉寺・波佐谷松岡寺・山田光教寺・清沢願得寺などの勢力である。そして劣勢となった小一揆方は朝倉氏に來援を求めて来たので、越前からは朝倉教景を中心とする軍勢を加賀に進撃させ、また同時に能登・越中勢も加賀に侵入したのであるが、いずれも防戦した大一揆方の勝利となり、まもなく朝倉氏など侵入軍は兵を引き上げるをえなかつた。そこで朝倉氏は、右の史料に述べられるように、翌天文元年(一五三二)に念仏であつた。

もう一点、永正三年以後の朝倉氏による一向宗政策を示す史料を取り上げておこう。

以上

其方各、前々ヨリ長勝寺門徒無紛之処ニ、近年直參之由被申、不參ニ付而、従少法眼(下加藤)書状を以被申、各被得其意、如前々長勝寺江歸參候。太可然候。殊并之在所、皆々長勝寺門徒無紛之由返事候由、被申候。將亦永正三年ヨリ長勝寺退転候。其間も御本尊

之御裏書ニ、直參共、又超勝寺殿下共、可有候之由、被申候。左様之儀者、長勝寺門徒之内ニハあまた有之由、被申候。昔ヨリ少も申分無之之処ニ、近年事あたらしき事被申候由候。菟角法儀ニ相違儀も無勿事候間、能々思案候て、急度歸參尤候。雖然、達而申分於有是者、其方御本尊守被申候而、長勝寺与同前ニ被罷上、御理可被申上候。恐々謹言。

(文様五等) 九月十五日

野木加右衛門尉

振重(花押)

横倉村

長勝寺門徒

太郎兵衛殿

同惣中

右の史料は、法勝寺に所藏される野木振重の書状で、本来は野津保長勝寺に伝來したものであるが、大正期から法勝寺の保管するところとなっている。発せられた年次は文祿五年(一五九六)と推定される。その述べられる内容は、横倉村の太郎兵衛以下の門徒惣中が、文祿元年(一五九二)十一月に頭如が死去して教如が継職したことを契機にして、「直參」の処遇を与えられていたと主張して長勝

寺に不参の態度をとったために、本願寺坊官下間頼賑から九月十二日付けで厳しく叱責を受け、次いで右の書状で野木賑重からも同様の叱責を受けているのである。そして注目すべきは、永正三年から長勝寺は退転（おそらくは加賀へ）していたと記されているところであつて、その退転の時代に長勝寺門徒が本願寺から下付された阿弥陀如来像の裏書には、「直参」あるいは藤島超勝寺の門徒との表記が見られるが、このような表記は長勝寺門徒においては「あまた」見られるところであり、近年になつて殊更にこれに依拠して「直参」などと主張することは、とうてい認められるものではない。速やかに従来通り長勝寺に帰参し、もし申し分があるならば長勝寺とともに本願寺に出頭すべし、と述べているのである。ここに記されるごとくに、長勝寺は永正三年以降、退転を余儀なくされていたのであつて、それが朝倉氏による一向宗禁圧政策によるものであつたことはや明らかであらう。

注

1 「滝谷寺文書」第五号（『福井県史』資料編四・

中近世二）。

2 「滝谷寺文書」第八号。

3 「御内書案」（『大日本史料』第九編之二）。

4 「恵光寺文書」第一号（『福井県史』資料編七・中近世五）。

5 「法勝寺文書」第七号（『福井県史』資料編七・中近世五）。

6 「法勝寺文書」第六号。